

大阪広域水道企業団公告第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団岬水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和元年7月16日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者
大阪広域水道企業団副企業長 松本 要一

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日
岬 第134号	アクアライフ株式会社 奈良 法隆	岸和田市田治米町234番地17	令和元年7月16日